

鶴ヶ島市学校給食物資の購入に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校給食に使用する食材料（以下「学校給食物資」という。）の購入について、必要な事項を定めるものとする。

(規格書)

第2条 学校給食の趣旨に基づき栄養士は、食材料の中から栄養、安全衛生及び調理作業効率等を考慮した本市の求める食材の概要について、鶴ヶ島市学校給食物資規格書（以下「規格書」という。）を作成する。

(契約)

第3条 学校給食物資の購入契約の締結にあたっては、その栄養、安全衛生及び安定供給等を考慮して契約業者を決定する必要があることから、その性質が地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に定める競争入札に適さないため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による随意契約とする。

2 学校給食物資の購入にあたっては、鶴ヶ島市学校給食物資購入業者として登録されている業者のうち、その所在地が市内にある業者（以下「市内業者」という。）の育成に配慮するものとする。

(購入業者の選定)

第4条 学校給食物資の購入は、見積合せ及び見本審査（以下「見積合せ等」という。）により決定された業者から購入するものとする。ただし、緊急かつやむを得ない場合又は学校給食物資により取扱業者が特定される場合については、1業者から見積書を提出させることにより、購入業者を決定することができる。

2 米飯、パン、個別包装を要する麺類及び牛乳については公益財団法人埼玉県学校給食会から購入する。

(見積合せ等の参加資格)

第5条 見積合せ等に参加しようとする者は、鶴ヶ島市学校給食物資の見積合せ等に参加する業者の登録要綱に基づき登録された者でなければならない。

(見積合せ)

第6条 学校給食物資の購入の見積合せは、規格書により見本審査をする必要がない学校給食物資について行う。

- 2 見積合せは、見積合せ等の案内通知により指定した日時及び場所において行う。この日時に遅れた者は、見積合せに参加することができない。
- 3 見積合せは、学校給食物資ごとに見積書を提出することによって行い、予定価格の範囲内で最低価格をもって見積書を提出した者を購入業者として決定する。
- 4 見積書を提出することができる者（以下「見積者」という。）は、前条に定める登録業者又はその代理人とする。
- 5 見積書は、様式第1号の学校給食物資見積書（以下「見積書」という。）に必要事項を記載し、代表者の記名及び押印のあるものを提出するものとする。
- 6 見積書を提出した者は、提出した見積書の書換え、交換又は撤回をすることはできない。
- 7 同一学校給食物資に同額の最低価格の見積書を提出した者が2業者以上あるときは、市内業者を購入業者とし、決定する。この場合において、同額の見積りをした市内業者が2業者以上あるときは、その市内業者によるくじにより又は全ての者が市内業者以外の業者であるときは、その市内業者以外の業者によるくじにより決定するものとする。
- 8 次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とする。
 - (1) 見積書に代表者の記名のないとき。
 - (2) 見積書の記載事項に漏れがあるとき。
 - (3) 見積書の記載事項が判読できないとき。
 - (4) 見積書の見積金額を訂正したとき。
 - (5) 見積書の見積金額以外を訂正した場合で、その訂正印のないとき。
 - (6) 同一学校給食物資に、同一業者が2以上の見積りをしたとき。
 - (7) その他条件に違反したとき。
- 9 見積者は、当該見積りに対する他の見積者の代理を兼ねることはできない。
- 10 見積合せの場所への入場は、1業者につき1名とする。ただし、特別の事情により2名以上の者の入場を希望する場合には、事前に申出を行い、市長の許可を受けた場合に限りこれを認める。
- 11 見積者の談合、妨害又は不正行為等により見積合せを公正に執行できないと認められるときは、当該見積者を見積合せに参加させず、又は見積合せの執行を延期し、若しくは中止することができる。

1 2 見積合せにおいて見積書の提出に応じる業者がないときは、業者から見積書を提出させることにより、購入業者を決定することができるものとする。また、予定価格を下回る見積書の提出がないこと等により、購入業者を決定することができないときは、改めて、業者から見積書の提出を求め、購入業者を決定するものとする。

(見本審査)

第7条 見本審査は、成分、味、外見又は添加物等について審査を行う必要があると栄養士が判断した学校給食物資について審査を行い、審査結果及び見積価格を総合的に判断し、市長が購入業者を決定するものとする。

2 見本審査は、見積合せ等の案内通知により指定した日時及び場所において行うものとする。

3 見本審査に参加しようとする者は、見本品に次に掲げる書類を添付して、指定した日時までに提出するものとする。

(1) 様式第2号の見本票

(2) 様式第3号の見本審査用学校給食物資見積書

(3) 製造加工食品については日本食品標準成分表

4 見本審査の見本は、同一学校給食物資について、1業者につき1品限りとする。

(受注者への通知)

第8条 見積合せ等により購入業者が決定した場合には、その旨を口頭又は書面をもって通知するものとする。この通知は発注の通知をもって代えることができる。

(契約の締結)

第9条 学校給食物資の購入契約は、定型的な契約を大量に執行するため、事務の簡略化を図り、鶴ヶ島市学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）において契約締結事務を行うものとする。

2 学校給食物資の購入契約については、鶴ヶ島市財務規則（平成4年規則第8号）により、書面をもって契約締結することとする。

(契約条項)

第10条 契約業者は、発注の通知に基づき、学校給食物資を指定された日時及び場所に納入しなければならない。

2 学校給食センターの職員は、学校給食物資の納入を受けたときは、納品をした者の立合いのうえ規格書に基づき、品質、量目その他必要な検収を行わなければならない。

納入後に、規格に違反し、又は不当であることが判明した場合、契約業者は無償で交換の責任を負うものとする。

- 3 検収の結果、内容の一部又は全部が、学校給食センターの指定した規格に違反し、又は不当であることが判明した場合は、市長は、契約業者に対して補正又は交換を請求することができる。
- 4 契約業者は、契約内容が所定の品質を有すること及び規格どおりのものであることを保証しなくてはならない。
- 5 次の各号のいずれかに該当するときには、契約を解除することができるものとする。
 - (1) 契約業者が、履行期限内に契約を履行しないとき又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 契約の締結若しくは履行に関し不正の行為があったとき又は市長の指示に従わないとき。(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年3月19日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の鶴ヶ島市学校給食物資購入要綱の規定により作成された別紙様式1及び別紙様式2については、改正後の鶴ヶ島市学校給食物資の購入に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。

附 則

この要綱は、平成26年12月22日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

月分見積書					
鶴ヶ島市長		様			
住所 _____					
法人名 _____					
(代表者氏名) _____					
番 号	品 名	製造会社名 (産地名)	規 格	単 位	単 価

消費税及び地方消費税を含めない額で記入すること。金額の訂正は無効とする。

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

見 本 票	
(年 月分)	
品 名	
製造工場	
会 社 名	
番 号	
見本審査番号	

鶴ヶ島市学校給食物資購入契約書

甲 鶴ヶ島市

乙

上記当事者は、各々対等な立場における合意により、鶴ヶ島市財務規則及び鶴ヶ島市学校給食物資の購入に関する要綱に基づき次のとおり物品購入単価契約を締結する。

(契約の要領)

第1条 この契約は、次のとおりとする。

- (1) 名称は 別紙のとおり
- (2) 規格及び数量は 別紙のとおり
- (3) 単価 別紙のとおり
- (4) 納入の期限及び場所 発注の通知の指示のとおり
- (5) 契約保証金 免除

(消費税等分及び端数計算)

第2条 消費税及び地方消費税相当分については、支払の都度、発注総額に加算して支払うものとする。ただし、この場合の発注総額の計算及びそれに伴う消費税及び地方消費税分の計算において、1円未満の端数が生じたときは、それぞれ切り捨てるものとする。

(検査)

第3条 乙は、学校給食物資を納入するときは、甲の立合いのうえ規格書に基づき、品質、量目その他必要な検収を行わなければならない。納入後に、乙が規格に違反し、又は不当であることが判明した場合は、乙の無償交換の責任を負うものとする。

- 2 検収の結果、内容の一部又は全部が、甲の規格に違反し、又は不当であると認められたときは、乙に対して補正又は交換を請求することができる。
- 3 乙は、契約内容が所定の品質を有すること及び規格どおりのものであることを保証しなくてはならない。

(代金支払)

第4条 乙は、甲の確認を得てその代金の支払を甲に請求するものとし、甲は、乙からの適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

る。

(解除等)

第5条 次の各号のいずれかの事情が生じたときは、甲は、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
- (2) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。
- (3) 契約の締結及び履行に関し不正の行為があったとき、又は甲の指示に従わないとき。

2 前項第1号の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として、契約予定総額の10パーセントを甲に支払うものとする。

3 第1項第2号の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は甲にその損失の補償を求めることができない。

(費用の負担)

第6条 この契約の締結に要する費用及び現品納入に至るまでに必要なすべての費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第7条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木16番地1

鶴ヶ島市

鶴ヶ島市長

乙

契約書別紙

No.	品名	規格	単価	予定数量
1			円	
2			円	
3			円	
4			円	
5			円	
6			円	
7			円	
8			円	
9			円	
10			円	
11			円	
12			円	
13			円	

(消費税及び地方消費税は、別途加算とする。)